陸上自衛隊下志津駐屯地（高射学校）
令和６年度駐屯地創設６９周年記念行事
「野外売店」の設置及び経営

募　集　要　領

令和５年１１月

陸上自衛隊　高射学校

募　集　要　領

１　概　要

千葉県千葉市若葉区若松町９０２に所在する陸上自衛隊下志津駐屯地（高射学校）で実施する令和６年度駐屯地創設６９周年記念行事（つつじまつり）において、職員及び来訪者等の利便性を確保するため、野外売店の設置及び経営の業務を行う業者を以下に記載する諸条件に従い募集する。

２　応募資格

(1)　防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること。
(2)　業務の全部又は一部を第三者に委託あるいは譲渡することなくできること。
(3)　業者としての財政状況、損益状況及び資金状況が良好であり、かつ公募対象業務の実施を保証できる能力・体制を有すること。
(4)　販売予定商品及び使用器材等について、法令による許認可等が必要な場合は、事前に所掌機関等から該当する許認可等を取得していること。
(5)　売店用テント（照明等を含む。）又は、キッチンカー等を自身で準備し、示された日時までに設置及び撤収ができること。
(6)　法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
(7)　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
(8)　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
(9)　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
(10)　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
(11)　暴力団又は暴力団員及び(7)から(10)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。
(12)　募集要領及び仕様書の全記載事項を遵守できること。

３　設置条件

(1)　設置方法

国有財産法（昭和２３年６月３０日号外法律第７３号）第１８条第６項に基づく行政財産の使用許可により設置する。

(2)　設置業種

ア　食　品

軽食、弁当、酒類、清涼飲料水等

イ　物品等

自衛隊関連グッズ、土産物、くじ引き、金魚すくい、玩具、その他

(3)　販売禁止品目

刃物類、モデルガン、火薬類（花火等）、木刀等については、販売禁止とする。

(4)　使用許可期日・時間

ア　期　日

令和６年４月２０日（土）又は２１日（日）のうち１日

午前７時００分から午後４時００分

※現段階の予定であり、期日は変更の可能性がある。

イ　売店等の設置、撤去等に要する時間は使用許可期日・時間に含まれる。

(5)　使用料

国有財産使用料等については、別途徴収する。

(6)　その他

ア　感染症等の当時の感染状況を踏まえ、行事の中止、出店売店数の削減売店規模の縮小及び売店配置等を変更することがある。

イ　使用許可期日が公募開始後に変更された場合は、変更後の期日とする。

ウ　その他は、仕様書のとおり。

４　応募手続き等

(1)　申請書等の提出

設置を希望する者は、次のとおり、提出書類を提出先に期限までに持参又は郵送にて提出すること。なお、提出された書類は返却しない。

ア　提出書類

(ｱ)　申請書（別紙第１）　１部

(ｲ)　企画提案書（別紙第２）　１部

次の事項について、必ず記載又は資料を添付すること。

ａ　販売商品及び販売価格（税込み）

(a)　主な販売予定商品・販売価格表（別紙第３）

(b)　販売予定商品の写真、ＰＲ内容（別紙第４）

（１２枚以内、日本産業規格Ａ４に各６枚以内貼付）

ｂ　精算方法（現金レジ、電子マネー対応（種類）、プリペイドカード等）

ｃ　営業所の営業時間及び営業所から下志津駐屯地までの所要時間

（個人の場合、自宅）

ｄ　商品販売の場合、メンテナンス及びアフターサービスについて

ｅ　過去３年間の法令遵守状況

ｆ　従業員管理（身元管理、健康管理等）及び人員配置

ｇ　商品販売の場合、省エネルギー・環境対策に係る提案

ｈ　衛生管理方法

ｉ　クレーム・要望等の発生及び事故・トラブルが発生した場合の対処方法

ｊ　陸上自衛隊下志津駐屯地における営業方針（職員が利用する際の利点）

ｋ　その他のアピールポイント

(ｳ)　企画提案書付属書類　１部

企画提案書の販売商品がわかる具体的な資料等（日本産業規格Ａ４）

(ｴ)　その他関係書類　各１部

公募に参加する者に必要な資格を確認するため、以下の関係書類を併せて提出すること。（関係書類の不備又は参加資格がないと判断された場合は、企画提案書の審査は行わず無効とする。）

ａ　委任状（別紙第５）

ｂ　業務確約書（別紙第６）
ｃ　戸籍謄本（発行後３か月以内のもの）
法人である業者にあっては、登記簿謄本（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）
ｄ　営業経歴書（別紙第７又はパンフレット可）
ｅ　財務諸表
(a)　個人の場合
所得税青色申告決算書、確定申告書
（直近の申請日直前１年以内に税務署に提出した書類）
(b)　法人の場合
直近の貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書、株主資本等変動計算書、収支計算書、決算報告書等
（直近の申請日直前１年以内に確定した書類）
ｆ　直近の法人税又は所得税に関する納税証明書(発行後３か月以内のもの)
(a)　個人の場合
その３の２
(b)　法人の場合
その３の３
ｇ　会社概要（別紙第８又は、パンフレット可）
ｈ　印鑑証明書（発行後３か月以内のもの）
ｉ　都道府県知事等の発行した営業許可証の写し（該当する場合のみ）
ｊ　誓約書（別紙第９）
ｋ　役員名簿（別紙第１０）
ｌ　合否判定書類送付用封筒
住所、業者名、担当者氏名等を記載したＡ４用角型２号封筒に１４０円切手を貼り付けて提出
注：　防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）を有する者に限り、「資格決定通知書」の写し（コピー）を、上記ｃ．ｄ．ｅ及びｆに定める書類に代えることができる。

イ　書類提出先
〒２６４－８５０１　千葉県千葉市若葉区若松町９０２
陸上自衛隊下志津駐屯地高射学校総務部厚生課厚生班

ウ　書類提出期限
(ｱ)　誓約書及び役員名簿
令和５年１２月１日（金）午後４時までに必着（郵送含む。）すること。
(ｲ)　その他の書類
令和５年１２月１２日（火）午後４時までに必着（郵送含む。）すること。

(2)　応募業者の失格
次のいずれかに該当する行為があった場合は、失格とする。
ア　提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
イ　提出書類等が募集要領に記載されている事項を満たさない場合
ウ　提出書類等に虚偽の記載があった場合
エ　審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
オ　過去（又は現在）、防衛省（防衛省共済組合を含む。）に支払う国有財産使用料（共済組合の場合は管理手数料等）及び光熱水料を滞納したことがある（している）場合

カ　その他、違反と認められる場合

(3)　提案修正の禁止

原則として、提出後の書類変更（修正、差し替え、削除、追加）は禁止する。

5　選考の方法

提出された企画提案書等に基づき、書類選考による総合的審査の上、業者を決定する。ただし、決定業者に辞退及び失格等があったときは、次点のものを候補者とする場合がある。

6　業者決定発表通知

令和６年１月１１日（木）以降、応募業者全てに合否判定書類を送付し、決定業者の発表と替えさせて頂きます。

注：　決定結果、決定理由等の細部については一切回答しない。また、提出された審査書類等についても返却しない。

7　問い合わせ先

〒２６４－８５０１　千葉県千葉市若葉区若松町９０２
陸上自衛隊下志津駐屯地高射学校総務部厚生課（担当：野外売店担当者）
電話番号　：０４３－４２２－０２２１（内線：３７７）
ＦＡＸ※：０４３－４２２－０２２１（内線：２４５）
※先ず、↑代表に電話頂き「内線２４５」へFAXする旨、お伝えください。
時　　間：午前９時から午後４時
（ただし、平日の午後１時から午後２時の間及び土・日・祝日を除く。）

別紙第１

申　　請　　書

令和　　年　　月　　日

陸上自衛隊
高 射 学 校 長　　殿

本社（店）所在地
商号又は名称
代表者の氏名　　㊞

法人・個人の別　　法人・個人
担当者氏名：　　㊞
電　　話：
Ｆ　Ａ　Ｘ：

陸上自衛隊下志津駐屯地（高射学校）で実施する駐屯地創設６９周年記念行事において、野外売店を設置し、経営を行うことについて希望するので申請します。
なお、この申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

＜申請を行う業種＞

業　　種	場　　所
	下志津駐屯地グラウンド地区

注１：１店舗毎につき、１部提出してください。
注２：商号、代表者、担当者氏名にフリガナを、申請印は登録印を使用すること。

別紙第２

企 画 提 案 書

会社名：

ア　販売商品及び販売価格（税込み） （ｱ）　主な販売予定商品・販売価格表（別紙第３） （ｲ）　販売予定商品の写真、ＰＲ内容（別紙第４）
イ　精算方法（現金レジ、電子マネー、プリペイドカード等）
ウ　営業所の営業時間及び営業所（個人の場合自宅）から下志津駐屯地までの所要時間
エ　メンテナンス及びアフターサービスについて（商品販売のみ）
オ　過去３年間の法令遵守状況
カ　従業員管理（身元管理、健康管理等）及び人員配置

キ　省エネルギー・環境対策に係る提案（商品販売の場合）
ク　衛生管理方法
ケ　クレーム・要望等が発生及び事故・トラブルが発生した場合の対処方法
コ　陸上自衛隊下志津駐屯地における営業方針（職員が利用する際の利点）
サ　その他アピールポイント（感染症防止対策等）

別紙第３－１

主な販売予定商品・販売価格表（食品）

会社名

番号	商　　品　　名	販売価格	市場価格	備　考

注：価格は、税込みとすること。

別紙第３－２

主な販売予定商品・販売価格表（物品等）

会社名

番号	メーカー	商　品　名	販売価格	市場価格	備　考

注：価格は、税込みとすること。

別紙第４

販売予定商品の写真、ＰＲ内容

会社名

商品名		価格	商品名		価格
Ｐ　Ｒ			Ｐ　Ｒ		
写真貼付			写真貼付		
商品名		価格	商品名		価格
Ｐ　Ｒ			Ｐ　Ｒ		
写真貼付			写真貼付		
商品名		価格	商品名		価格
Ｐ　Ｒ			Ｐ　Ｒ		
写真貼付			写真貼付		

注：記入順序は別紙第３に合わせること。価格は税込みで記載すること。

別紙第５

委　　任　　状

（代理人）
住　所
千葉市若葉区若松町９０２
下志津駐屯地内
氏　名
下志津駐屯地　売店会
会　長　　伊　藤　宏　成　　㊞

私は、上記の者を代理人と定め、令和６年度下志津駐屯地創設６９周年記念行事（つつじまつり）における野外売店の出店にあたり、下記の権限を委任します。
ただし、使用許可書に付される全ての条件について遵守します。

記

１　国有財産（土地）の使用許可申請及び使用料の納付手続きに関すること。
２　上記に付随する一切の行為に関すること。

作 成 日　令和５年　　月　　日

住　　所

会社名等　　㊞

代表者名　　㊞

別紙第６

業　務　確　約　書

作成日　令和５年　　月　　日

陸上自衛隊
高 射 学 校 長　殿

令和６年度下志津駐屯地創設６９周年記念行事（つつじまつり）における野外売店の設置及び経営の応募に関し、仕様書に定める業務を適正に履行できることを確約致します。

本社（店）所在地
商号又は名称
代表者の氏名　　㊞

法人・個人の別　　法人・個人
担当者氏名：　　㊞
電　　話：
Ｆ　Ａ　Ｘ：

注：商号、代表者、担当者氏名にフリガナをふり、申請印は登録印を使用すること。

別紙第７

営　業　経　歴　書

作成日　令和５年　　月　　日

登記事項照明書記載の本店（本社）及び代表者に関する情報						
商号又は名称						
所　在　地	〒				電話番号	
代　表　者	役職			氏　名		
役員数		従業員数		営業品目		
本　社　連　絡　先						
現　住　所	〒					
ホームページ						
電話番号				FAX 番号		
営　業　所　一　覧						
支店等名	所　在　地				電話番号（FAX 番号）	
主　な　営　業　内　容						
年　月	沿　　革					
営業年数	創業年月日 （引継事業開始年月日）			法人登記した年月日		
	年　月　日			年　月　日		

別紙第８

会　社　概　要

作成日　令和５年　　月　　日

会　社　名	
本社所在地	
設立年月日	
資　本　金	
社　員　数	
店　舗　数	
年 売 上 高	
主 な 事 業	
そ　の　他	

別紙第９

誓　　約　　書

□私
□当社＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

は、下記１に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、貸付又は使用許可を受けた国有財産の使用に当たっては、下記第２項に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記第３項の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記第１項に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

１　契約の相手方として不適当な者

(1)　法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関与する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

(2)　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(3)　役員等が暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(4)　役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

(5)　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

なお、役員等に変更があった場合は、速やかに変更後の役員名簿を提出します。

２　公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、貸付物件（使用許可物件）を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡すること。

３　警察への通報等

(1)　貸付物件（使用許可物件）を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ（注１）、政治活動標ぼうゴロ（注２）、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。

(2)　(1)による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により、許可者に報告すること。

注１　社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

注２　政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

陸上自衛隊
下志津駐屯地高射学校長　殿

令和５年　　月　　日

〒本社(店)所在地
電話番号
商号又は名称
代表者の氏名　　㊞

１７」
別紙第１０

作成日　令和５年　　月　　日

役　員　名　簿				
商号又は氏名				
所　在　地				
役　職　名	(フリガナ) 氏　　名	生年月日	性別	住　　所